

秋 田 県 に お け る 薬 事 関 係 の 主 な 事 務 ・ 事 業

医務薬事課医務・薬務チーム R7.3.1

関係法律	関係法令に基づく事務		事業					
	許可認可等	監視指導・調査・取締	危機管理	安全対策	関係会議	普及啓発・関係業者教育	職員体制・研修等	
医薬品 医療機器等法	◎ 医薬品等製造業関係 ・医薬品製造販売業（課）：1 施設 ・医薬品製造業（課）：9 施設 ・医療機器製造販売業（課）：5 施設 ・医療機器製造業（課）：24 施設 ・医療機器修理業（課）69 施設 ◎ 薬局・医薬品販売業関係 ・薬局（県保・市保）：520 施設 ・卸売販売業（県保）：101 施設 ・店舗販売業（県保・市保）：282 施設 県 211 施設、秋田市 71 施設 ・配置販売業（課・県保）66 施設 （課）県外 37 施設（県保）県内 21 施設 ・高度管理医療機器販売業 （県保・市保）：566 施設 ◎ 登録販売者試験関係（課） 令和 6 年度 8 月 合格者 182 名 ・販売従事登録者 2,926 人	・立入検査（課・県保） ・GMP／QMS 査察 ・広告監視（課・県保） ・無承認無許可医薬品指導 ・行政処分 報告の徴収、改善命令、回収命令、 営業停止、許可取消 管理者の変更命令	・国有ワクチン、血清類 の備蓄供給〔単〕 乾燥ボツリヌスウマ抗 毒素 2 本 ガスえそウマ抗毒素 8 本 ・災害用医薬品等の備蓄 〔単委〕 ・県医薬品等マニュアル の整備 重大な副作用・不良 品の同時多発への対 応等	・医薬品等情報伝達 〔単委〕 ・医薬品等安全安心促進 事業（後発医薬品、医薬 品の適正使用） ・医療安全支援センター （課） 調剤ミス、副作用等 に関する相談対応	・ 薬事審議会（課） ・ 薬事審議会登録販売者試験部会（課） ・ 薬事審議会薬局機能強化部会（課） 試験問題の作成 試験結果の評価と合格 基準について ・医薬品等安全安心使用促 進協議会（国委） ・薬務担当者会議（課） 医務薬事課、県保健所、 健康環境センター、 秋田市保健所 ・厚生労働省主催会議（課） 全国薬務主管課長会議 ・北海道・東北ブロック 担当者会議（課・市） 薬務主管課長会議（課）	・薬とくらしの教室〔単委〕 昭和 56 年～年間 40 回 県薬剤師会から講師派遣 令和 6 年度（2 月まで） 受講 293 人 ・薬と健康の週間 毎年 10 月 17 ～ 23 日 県、薬剤師会、登録販売 者協会、卸業協会の共催 薬と健康展 ・配置販売業講習会（課） ・登録販売者協会講習会（課）	・薬務担当者 医務薬事課 4 名 保健所 10 名 ・薬事監視員 本庁 9 名 保健所 25 名 健環センター 2 名 ・薬事衛生管理研修 （国立保健医療科学 院） ・医薬品卸売販売業 者に対する合同模擬 査察研修 ・GMP/QMS 合同模擬 査察研修（厚/課）	
	薬剤師法	・薬剤師免許（県保・市保→課→厚） ・薬剤師就業届（県保・市保→課→厚） 〔2 年ごと 12 月 31 日現在の就業状況の 届出〕					・県薬剤師会事業への協力 薬学部進学説明会 ・薬系大学への協力	
	毒物及び 劇物取締法	・毒物劇物製造業（課）：11 施設 ・毒物劇物販売業（県保・市保）：県 415 施設 秋田市 211 施設 ・要届出業務上取扱者（県保・市保） 県 7 施設、市 6 施設 ・毒物劇物取扱者試験（課）：令和 6 年度 9 月実施 合格者 17 名	・立入検査（課・県保） ・報告の徴収 ・収去・試験 ・改善命令 ・業務停止・登録取消	・事故時の連絡体制の整備（課） ・県毒物劇物マニュアル の整備（課）	・農薬中毒事故調査 （課・県保） 毒物劇物に指定され ている農薬関係中毒	・ 薬事審議会毒物劇物取扱 者試験部会（課） 試験問題の作成 試験結果の評価 合格基準について	・農薬危害防止運動	・毒物劇物監視員 （薬事監視員と兼務）
	麻薬及び 向精神薬 取締法	・麻薬取扱者（県保） 麻薬施用者：2,163 人 麻薬管理者：132 人 麻薬小売業者：479 施設 麻薬卸売業者：21 施設 麻薬研究者：22 人 ・向精神薬取扱者（県保） ・麻薬中毒者の届け出（県保→課）	・立入検査（課・県保） ・報告の徴収 ・麻薬中毒者調査 ・無承認無許可医薬品 買上調査（国委） ・捜査・送致			・麻薬中毒審査会（必要時） ・薬物乱用対策推進本部会議 （課） ・ダメ。ゼッタイ。普及運動実行委 員会（課） ・ダメ。ゼッタイ。普及運動地域実 行委員会（県保） ・薬物乱用防止指導員協議会 （課） ・薬物乱用防止指導員地区協議 会（県保） ・麻薬取締職員会議 ・薬物乱用対策推進地方本部全 国会議（厚）	・ダメ。ゼッタイ。普及運動 毎年 6 月 26 日～1 ヶ月間 626 ヤング街頭キャンペ ーン、地域団体キャンペ ーン ・麻薬覚せい剤乱用防止運動 10-11 月 ・薬物乱用防止教室 中学校 30.5 % 高等学校 32.0 % ・令和 6 年度薬物乱用防止 メディアコンテスト ポスター応募作品 77 作品	・麻薬取締員（課） 医務薬事課医務・ 薬務チーム 薬剤師 4 ・射撃訓練 ・司法業務研修 ・麻薬取締員研修 （厚）への派遣（県） ・法第 50 条の 38 規定 のその他の職員 （薬事監視員と兼務）
	覚醒剤 取締法	・覚醒剤取扱者（研究者）：5 人 ・覚醒剤原料取扱者：22 施設	・立入検査（課・県保） ・報告の徴収 ・業務停止・指定取消 ・捜査・送致			（同上）	（同上）	・覚醒剤監視員
	大麻草の栽培の 規制に関する法律	・第一種大麻草採取栽培者：無し ・第二種大麻草採取栽培者：無し ・大麻草研究栽培者：無し	・立入検査（課・県保） ・自生大麻調査				・不正大麻けし撲滅運動 毎年 6 ～ 7 月	・大麻抜去協力研修 派遣（岩手・青森）
	あへん法	・けし研究栽培者等：無し	・立入検査（課・県保） ・報告の徴収 ・捜査・送致 ・けし不正栽培調査				・不正大麻けし撲滅運動 毎年 6 ～ 7 月 植えて良いけし悪いけし	・あへん監視員 （薬事監視員と兼務）
	安全な血液 製剤の安定 供給の確保 等に関する法律	・採血事業者：1 施設 ----- ・献血推進計画の策定及び厚生労働大臣への報告 令和 6 年度献血者確保目標 200 ml： 561 人 計 35,267 人 400 ml： 23,305 人 献血量 成分： 11,401 人 15,819 リットル・ 献血思想の普及啓発 ・献血受入体制の整備	・立入検査（課） ・報告の徴収（課）-----	・秋田県赤十字血液セン ター献血推進対策本部 との連携 血液在庫数に応じた 危機管理対応 （保健所献血担当者会 議、緊急市町村献血担 当者会議等）	・血液製剤使用状況調査 （課・セ） 令和 6 年度 44 病院 輸血療法委員会の設 置状況 血液製剤使用状況 自己血輸血実施状況 その他	・市町村献血担当者会議（県保） ・地域保健医療福祉協議会 献血推進部会（県保） ・献血担当者会議（課） ・合同輸血療法委員会 （課・セ） ・献血運動推進全国大会	・愛の血液助け合い運動月間 毎年 7 月 ・血液センター事業への協力 クリスマス献血 はたちの献血	・献血推進員 県保健所 8 名 ・献血推進員研修会 （課・県保・セ）

※凡例・・・（厚）：厚生労働省、（課）：医務薬事課、（県保）：県保健所、（市保）：秋田市保健所、（セ）：秋田県赤十字血液センター、〔単〕：県単独事業、〔単委〕：県単独委託事業 〔国委〕：国委託事業